

「遺言・遺産分割協議書がない場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

| 書 類 名 | 備 考 | 確認欄 |
|-----------------|---|-----|
| 《はじめにご提出頂きたい書類》 | | |
| ・ 亡くなられた方の戸籍謄本 | 出生から死亡までの分が必要です 法定相続情報証明書*で代用可 | |
| ・ 相続人全員の戸籍謄本 | 亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない場合に必要です 法定相続情報証明書で代用可 | |
| ・ 相続人全員の印鑑証明書 | 発行日より 6 か月以内のものをご用意下さい | |

| 《上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等》 | | |
|---------------------------------|----------------------------------|--|
| ・ 相続手続依頼書 | 当金庫所定書式（様式 8） 相続人全員が記入 | |
| ・ 非課税（特別）貯蓄者死亡届出書 | マル優（マル特）ご利用された方 届出書は各支店にございます | |
| ・ 通帳、証書 | 亡くなられた方の普通預金、定期預金等 | |
| ・ 出資証券 | 当金庫出資金をお持ちの方 | |
| ・ 貸金庫鍵、カード | 貸金庫契約があった方 | |
| ・ 未使用小切手、手形用紙 | 当座預金契約があった方 | |
| ・ キャッシュカード | 普通預金、貯蓄預金等 | |
| ・ 来店して手続きされる方の実印 | | |
| ・ 〃 の本人確認書類 | 運転免許証又はマイナンバーカード等の写し | |

- ▶ 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- ▶ 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

★法定相続情報証明制度とは・・・

- ① 相続人が、被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本により、相続関係図（法定相続情報一覧図）を作成し、戸籍謄本他関係書類とともに法務局に申請をします。
- ② 法務局登記官の内容確認を経て、「法定相続情報証明書」が無料で交付されます。

<当金庫所定書式へのご記入について>

| 当金庫所定書式へご記入される方 | 確認欄 |
|-----------------|-----|
| 相続人全員 | |